

令和 3 年 11 月 11 日
(最終改正：令和 4 年 4 月 25 日)
厚生労働省医薬・生活衛生局

清涼飲料水に係る H A C C P 等に基づく衛生管理に関する評価検討会 設置要領

1 趣旨

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和 3 年厚生労働省告示第 15 号）により、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「告示」という。）が改正され、ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水に係る新たな製造基準が設けられた。

この新たな製造基準への適合性（H A C C P に基づく衛生管理や一般衛生管理によって病原微生物により汚染されない適当な方法であること）の確認と確認後の監視等をより効果的に行うため、学識経験者等の専門家の助言を得ることを目的として、医薬・生活衛生局内において「H A C C P に基づく衛生管理に関する評価検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

2 検討事項

- (1) H A C C P に基づく衛生管理等による製造基準への適合性について助言を行う。
- (2) 製造基準への適合性を確認した後、効果的な監視が行われるよう、専門的な観点からの助言を行う。
- (3) H A C C P に基づく衛生管理等の運用に関して、必要に応じて高度な技術的及び専門的な観点から助言を行う。
- (4) その他必要な事項について助言を行う。

3 検討会の運営

- (1) 検討会の構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 構成員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。
- (3) 検討会は、必要に応じて、その都度、学識経験者等の専門家の出席を求めることができる。
- (4) リスク管理上、専門家の助言を得ることが明らかに必要とされない場合においては、検討会の開催を省略できるものとする。
- (5) 検討会には座長を置くこととし、構成員の互選により座長を定める。
- (6) 座長は、検討会を召集し、これを主宰する。
- (7) 座長が不在のときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- (8) 検討会の庶務は、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課において行う。
- (9) 検討会の議事録については、非公開とする。ただし、特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがない内容についてはこの限りではない。

構成員名簿

氏名	所属
朝倉 宏	国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部長
五十君 静信	東京農業大学応用生物科学部農芸化学科生物機能・制御化学分野 応用微生物学研究室 教授
工藤 由起子	国立医薬品食品衛生研究所衛生微生物部長
佐々木 貴正	国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部第一室長
丸山 総一	日本大学生物資源科学部教授
渡辺 麻衣子	国立医薬品食品衛生研究所衛生微生物部第三室長